

# 認定調査の実施方法

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

**第1群**

**身体機能・起居動作**

**P30～68**

## 第1群は

高齢者が生活をしていく上で必要とされる  
基本的な生活動作の評価を行う項目群

能力の調査は、確認動作を可能な限り実際に  
やっていただくことが原則

➤ 実際にやってみようことができなかったとき…

☞ 日頃の生活習慣の様子をききながら「**できるか**」「**できないか**」を評価する

➤ 実際に行ってもらった状況と介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合…

☞ 一定期間（**調査日より概ね過去1週間**）の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。その場合、具体的な内容を**特記事項に記載**する

# 【1-1】麻痺等の有無（有無）

P31～35

## 定義

神経または筋肉組織の損傷、疾病等により、**筋肉の随意的な運動機能が低下又は消失した状況**

脳梗塞後遺症等による四肢の動かしにくさを確認する項目

## 調査上の留意点

- ・冷感等の**感覚障害は含まない**
- ・福祉用具や器具を使用している場合は**使用している状況**で選択する
- ・麻痺等には、加齢による筋力の低下、その他の様々な原因による**筋肉の随意的な運動機能の低下**によって目的とする確認動作が行えない場合が含まれる

## ➤ 上肢の確認動作 (P33)

通常は対象部位の関節を伸ばした状態で選択するが、拘縮で肘が曲がっている場合

- ・ **可能な限り肘関節を伸ばした状態**で行い、評価をし、状況については特記事項に記入する
- ・ 強直な場合はその状態で行い、特記事項に記入する

# 【1-2】拘縮の有無（有無）

P36～40

## 定義

対象者が可能な限り力を抜いた状態で**他動的**に四肢の関節を動かしたときに、関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況

## <関節の動く範囲の制限の有無の確認方法>

確認時には、本人または家族の同意の上で、対象部位を軽く持ち、動作の開始から終了までの間に**4~5秒程度の時間**をかけて**ゆっくり動かして確認**を行う。調査対象者が痛みを訴える場合は、それ以上は動かさず、そこまでの状況で選択を行う。**90度程度曲がれば「制限なし」となるため**、調査対象者の状態に十分注意し、必要以上に動かさないようにしなくてはならない。動かすことが危険と判断される場合は、確認は行わない。

# 【1-3】寝返り(能力)

P41～42

## 定義

きちんと横にならなくても横たわったまま**左右**どちらかに**身体の向きを変え**、そのまま安定した状態になることが自分でできるかどうか、あるいはベット柵、サイドレール等に捕まればできるかどうかの能力

## 調査上の留意点及び特記事項の記載例

- ・一度起き上がったから身体の方角をかえる行為は、寝返りとは考えない
- ・ **自分の身体の一部**（膝の裏や寝巻など）を搦んで寝返りをする場合は「2. 何かにつかまればできる」を選択する

# 【1-4】 起き上がり(能力)

P43~44

## 定義

身体の上にふとんをかけないで寝た状態から、  
上半身を起こすことができるかどうかの能力

## 調査上の留意点

- ・自分の膝の裏を搦んで、反動を付けて起き上がれる場合や、手や肘で布団にしっかりと加重して起き上がる場合は「2. 何かにつかまればできる」を選択
- ・ギャッチアップ機能が付いている場合は、この機能を使わない状態で評価する

# 【1-5】 座位保持(能力)

P45~47

## 定義

背もたれがない状態での座位の状態を  
10分間程度保持できるかどうかの能力

## ➤ 「3. 支えてもらえばできる」とは

- 背もたれがないと座位が保持できない  
あるいは、介護者の手で支えていないと  
座位保持ができない場合をいう

### 〈確認例〉

診察時どんな座り方しているか・食事は・  
便座に座るときは等を聞き取る。

# 【1-6】両足での立位保持（能力）

P48～49

## 定義

立ち上がった後に、平らな床の上で立位を、**10秒間程度保持**できるかどうかの能力評価

# 【1-7】 歩行(能力)

P51～52

## 定義

立った状態から、継続して歩く事ができるかどうかの能力

立ち止まらず、座り込まずに**継続して5m程度**歩ける能力があるかどうかで選択する

## 調査上の留意点

- ・歩幅や速度、方向感覚や目的等は問わない
- ・リハビリの歩行訓練時には、平行棒の間を5m歩行できていても、リハビリの訓練中は一般的には日頃の状況ではないと考える

# 【1-8】 立ち上がり(能力)

P53～54

## 定義

いすやベッド、車いす等に座っている状態から、ベッド柵や手すり、壁等につかまらな  
いで、立ち上がる事ができるかどうかの能力

# 【1-9】 片足での立位(能力)

P55～56

## 定義

立ち上がるまでに介助が必要か否かにかかわらず、平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま**1秒間程度**立位が保持できるかどうかの能力

## 調査上の留意点

- ・立ち上がるまでの能力については含まない
- 実際に行ってもらえなかった場合
  - ① できなかった理由
  - ② 一定期間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択

# 【1-10】洗身（介助の方法）

P57～59

## 定義

洗い場や浴槽内等の浴室内で、スポンジや手拭い等に石鹼やボディシャンプー等をつけて全身を洗うことをいい、そこに介助が行われているかどうかを評価する項目

・清拭のみが行われている場合は、対象者が行っているか、介助者が行っているかに関らず「4. 行っていない」を選択する

# 【1-11】 つめ切り(介助の方法)

P61～62

## 定義

つめ切りの一連の行為のことで「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等が含まれる

つめを切るという事を介助されているか、どうかを評価する項目

## 調査上の留意点

- ・切ったつめを捨てる行為は含まれるが、切った場所の掃除は含まない
- ・つめの場合の一定期間というのは、**1か月間**のこと
- ・四肢の全指を切断している等、つめがない場合は、四肢の清拭等の状況で代替して評価する

# 【1-12】 視力(能力)

P63～66

## 定義

見えるかどうかの能力

- ・認定調査員が実際に視力確認表の図を見せて評価する

## 調査上の留意点

- ・ 会話のみでなく、手話、筆談等や身振りに基づいて視力を確認する
- ・ 見たものについての理解等の知的能力は問わない
- ・ 広い意味での視力を問う質問なので、視野狭窄  
視野欠損も含まれる
- ・ 眼鏡、コンタクトレンズ等を使用している場合は使用している状況で選択する

# 【1-13】 聴力(能力)

P67~68

## 定義

聞こえるかどうかの能力

## 調査上の留意点

- ・会話のみでなく、身振り等も含めて評価する
- ・普通に話しかけても聞こえない場合は、耳元で大きな声で話すとか、音を出して反応を確かめる等の方法で調査する
- ・耳で聞いた内容を理解しているかどうか等の知的能力は問わない
- ・失語症や構音障害があっても、声や音が聞こえているかどうかで評価する
- ・日常的に補聴器等を使用している場合は、使用している状況で評価する